

日田市パートナーシップ宣誓制度の手引き

大分県日田市

目 次

- 1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ
- 2 パートナーシップ宣誓手続きの流れ
- 3 宣誓することができる方
- 4 宣誓に必要なもの
- 5 宣誓書の記載における配慮
- 6 宣誓後について（交付、再交付、返還）
- 7 よくある質問

参考 日田市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

日田市パートナーシップ宣誓制度とは

日田市では、性別に関わらず、お互いの生き方の理解を深め、尊重し合える社会の実現を目指しています。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市長が受領証を交付するものです。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務が発生するものではないため、お二人の間に相続や税制面など法律上の効果はありません。戸籍や住民票にも記載されません。

日田市としてこの制度の導入により、市民や事業者の皆様にも性の多様性の理解を広めることで、お二人が抱える生きづらさが解消され、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めるものです。

パートナーシップとは

お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係。

性的マイノリティとは

一般的に戸籍上の性と性自認（自分が認識する性別）が一致し、性的指向（恋愛の対象）が異性であることが典型とされるが、この典型にあてはまらない人。

2 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

① 宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓を希望する日の原則7日前（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）までに、来庁・電話・メールで予約してください。
- ・ 宣誓できる時間：平日（年末年始除く）の午前8時30分から午後5時
- ・ 宣誓の日時は、予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

【予約先】

日田市役所 6階 まちづくり推進課 市民協働・男女共同参画推進係
電話 0973-22-7515（直通）
mail machidukuri@city.hita.lg.jp
日時 月～金 8：30～17：00（祝休日・年末年始除く）
場所 日田市田島2丁目6-1

② パートナーシップ宣誓

- ・ 予約した日時に、お二人でお越しください。
※ご希望に応じて、個室を準備します。
- ・ 必要書類をご持参ください（必要書類は3P参照）
- ・ 市職員立ち会いのもと、お二人でパートナーシップ宣誓書に署名していただきます。

内容確認

- ・ 申請書類について、要件を備えているか確認します。

③ 宣誓書受領証交付

- ・ 要件を満たしている場合は、宣誓書の写しを添え、受領証を交付します。
- ・ 宣誓から交付までは1時間ほどを要しますのでご了承ください。

3 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 成年(18歳)に達していること
- ・ 宣誓をしようとする方の少なくともいずれかの一方が日田市民であること、または14日以内に転入を予定していること
- ・ 配偶者がいないこと(事実婚を含む)
- ・ 宣誓をしようとする相手以外の方と、パートナーシップの関係にないこと
- ・ 宣誓をしようとする相手の方と、近親者(直系血族、3親等以内の傍系血族または直系姻族)でないこと(※パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く)

4 宣誓に必要なもの

宣誓には次のものが必要となります。

- ① パートナーシップ宣誓書(様式第1号)および確認書(様式第2号)
 - ・ 宣誓受付窓口に準備しています。記入は宣誓時にさせていただきます。
- ② 住民票の写し(住民票記載事項証明書) ※3か月以内に発行されたもの
 - ・ 個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
 - ・ 14日以内に転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書等
- ③ 配偶者がいないことを証する書類(独身証明書・戸籍抄本等)
 - ・ 1人1通ずつお持ちください。 ※3か月以内に発行されたもの
 - ・ 独身証明書や戸籍抄本は本籍地の市区町村で取得することができます。
 - ・ 外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えてください。
- ④ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)

1点で確認できるもの	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、身体障害者手帳など、官公署発行の顔写真付き身分証明書
2点で確認できるもの	健康保険証、各種年金証書、介護保険証、学生証、社員証など 顔写真のない場合は2点の書類

- ⑤ 通称名の使用を希望させる場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類(給与明細書・郵便物・名刺・社員証等)
- ⑥ 受領証に子どもの記載を希望される場合は、子どもとの関係性を確認できる書類

5 宣誓書の記載における配慮

(1) 通称名の使用

通称名を使用することができます。ご希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示してください。その場合、受領カード表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

(2) 子どもの記載

双方又は一方と生計を同一とする子ども（実子又は養子）がいる場合で、希望する方には受領証に子どもの記載をすることができます。

- ・記載を希望される場合、子どもとの関係性を確認できる書類の提出が必要です。

6 宣誓後について(交付、再交付、返還)

(1) 受領証等の交付

お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証する書類として次のものを交付します。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号） 各1部
- ・パートナーシップ宣誓書（様式第1号）の写し 1部

(2) 宣誓書受領証の再交付

紛失やき損などにより、パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）」を提出してください。

き損・汚損の場合は、すでに発行している受領証と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※本人確認書類(運転免許証など)も必要となります。

※再交付は宣誓から10年間までとなります。

(3) 宣誓書受領証の返還

次のいずれかに該当する場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)」を提出し、宣誓書受領証を返還してください。

- ①パートナーシップが解消された場合
- ②一方が死亡した場合
- ③双方が日田市外へ転出した場合
- ④虚偽やその他の不正な方法により受領証の交付を受けたことが判明した場合
- ⑤交付を受けた受領証を不正に使用したことが判明した場合

※本人確認書類(運転免許証など)も必要となります。

7よくある質問

Q 1 パートナーシップ宣誓と結婚はどう違いますか？

結婚は法律に基づき行われるもので、法的な権利や義務が発生します。一方、日田市パートナーシップ宣誓は要綱に基づき行われるもので、法的効力が生じるものではありません。戸籍や住民票にも記載されません。

Q 2 宣誓をしたいのですが、プライバシーは守られますか？

提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報はず守られます。また、宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで対応いたします。

Q 3 転入予定ですが、転入前に手続きができますか？

いずれか一方が日田市民の方、または14日以内に転入予定の方を対象としています。転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書を提出してください。

Q 4 郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

郵送や代理での申請はできません。職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人で来庁してください。(ただし、ご自分で記載が難しい場合は代筆可能です)

Q 5 費用はどのくらいかかりますか？

宣誓書受領証の発行に費用はかかりませんが、添付書類の戸籍や住民票の発行手数料については、ご負担いただくことになります。

Q 6 宣誓書受領証の発行は申請後すぐにできますか？

添付書類がすべて揃っていて、宣誓が適当と認められる場合は即日発行できます。ただし、作成に一定の時間がかかりますのでご了承ください。

Q 7 受領証の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

日田市の市営住宅の入居申込や、犯罪被害者見舞金の申請において、利用可能になるものや手続きが円滑に行われるものがあります。また、民間企業等においても家族扱いのサービスに活用してもらえるよう、周知啓発に取り組みます。

Q 8 宣誓書受領証に有効期限はありますか？

本制度は、市として宣誓書を受領したことを証するものであり、法的効果が生じるものではないため、宣誓書受領証に有効期限は設けていません。ただし実施要綱第8条各号に定める返還の条件に該当した場合は速やかに返還していただきますようお願いいたします。

参考 日田市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

日田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性別に関わらずお互いの生き方の理解を深め、尊重し合える社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。）である2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をしようとする者の双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 宣誓をしようとする者いずれか一方が市内に住所を有し、又は市内へ宣誓の日から原則として14日以内に転入を予定していること。
- (3) 宣言をしようとする者の双方に、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 宣言をしようとする者の双方に宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）の関係にないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、日田市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（宣誓書の記載における配慮）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書及び確認書において通称名を使用することができる。

2 双方又は一方と生計を同一とする子ども（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、宣誓書において当該子の記載を希望するときは、当該子との関係性を確認できる書類を提出することで、記載することができる。

（受領証の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（受領証の再交付）

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証を紛失、き損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。

（受領証の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 一方が死亡した場合

(3) 双方が市内に住所を有しなくなった場合

(4) 宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付を受けたことが判明した場合

(5) 交付を受けた受領証を不正に使用したことが判明した場合

（宣誓書の保存期間）

第9条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

【問い合わせ先】

日田市役所 6階
まちづくり推進課
市民協働・男女共同参画推進係

〒877-8601 日田市田島2丁目6-1
電 話 0973-22-7515 (直通)
F A X 0973-22-8324